落部漁協告示第２号

入　札　の　公　告

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和６年４月２４日

落部漁業協同組合　代表理事組合長　佐々木　治一

１　入札に付する事項

（１）　工事名称　落部漁業協同組合　組合事務所新築工事（電気設備工事）

（２）　工事場所　二海郡八雲町落部943-1

（３）　工事期間　契約締結日から令和 7年 2月28日まで

（４）　工事概要　入札説明書による。

２　入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は**単体企業**または**特定建設工事共同企業体**であって、単体企業の要件は（1）、特定建設工事共同企業体の要件は(2)とする。

（１）単体企業の要件

ア　発注工事の対応する令和５年度、令和６年度における競争入札に必要な資格等（令和４年八雲町告示第147号又は令和５年八雲町告示第135号）に規定する**電気工事**の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。

イ　入札執行の日までの間に、八雲町の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であること。

ウ　八雲町の競争入札参加排除基準の規定により八雲町発注工事等から入札参加を除外されていない者であること。

エ　八雲町発注工事等からの暴力団排除措置要領第３条第１項に規定する入札参加の排除措置を受けていないこと。

オ　契約を締結する日（入札の日から７日以内）において建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の２に定める経営事項審査を受けていること。

カ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の八雲町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

キ　**八雲町管内に、主たる営業所**（建設業許可申請書別表又は別紙二（２）（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式１号別表又は別表二（２））の「主たる営業所」、の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。

ク　本工事に対応する建設業の種類について、その許可を受けて４年以上当該建設業を営んでいること。

ケ　本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者の資格を有する者で、かつ、入札参加申請書の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にある者を工事に**専任で配置**できること。ただし、合併又は営業譲渡等があった場合は、３ヶ月に満たない場合であっても、３ヶ月以上の雇用関係にあったものとみなす。なお、工事1件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額に満たない場合は技術者の専任は、要しないものとする。

コ　現場代理人を工事現場に専任で配置できること。ただし、この工事の契約金額が4,000万円未満（建築一式工事の場合は8,000万円未満）となった場合は、現場代理人の常駐義務緩和対象工事に該当する。

サ　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

**○受託者　ぎょれんマリノサポート　株式会社**

シ　入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、上記の関係がある場合に辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第４条第２項に該当しない。

(ｱ) 資本関係

　　　　 　 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）による改正前の商法（明治32年法律第48号。以下「旧商法」という。）第211条の２第１項及び第３項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更正会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続きが存続中の会社（以下「更正会社等」という。）である場合を除く。

ａ　親会社（旧商法第211条の２第１項及び第３項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

ｂ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(ｲ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ａ)については、会社の一方が更正会社等である場合を除く。

ａ 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

ｂ 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(ｳ) その他入札の適正さが阻害されるとみとめられる場合

上記(ｱ)又は(ｲ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

　（２）特定建設工事共同企業体の要件

（2-1）特定建設工事共同企業体の構成員の要件

ア　発注工事の対応する令和５年度、令和６年度における競争入札に必要な資格等（令和４年八雲町告示第147号又は令和５年八雲町告示第135号）に規定する**電気工事**の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。

イ　入札執行の日までの間に、八雲町の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であること。

ウ　八雲町の競争入札参加排除基準の規定により八雲町発注工事等から入札参加を除外されていない者であること。

エ　八雲町発注工事等からの暴力団排除措置要領第３条第１項に規定する入札参加の排除措置を受けていないこと。

オ　契約を締結する日（入札の日から７日以内）において建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の２に定める経営事項審査を受けていること。

カ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の八雲町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

キ　共同企業体の代表者及び構成員は、**八雲町内に、主たる営業所**（建設業許可申請書別表又は別紙二（２）（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式１号別表又は別表二（２））の「主たる営業所」、の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること

ク　本工事に対応する建設業の種類について、その許可を受けて４年以上当該建設業を営んでいること。

ケ　本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者の資格を有する者で、かつ、入札参加申請書の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にある者を工事に**専任で配置**できること。ただし、合併又は営業譲渡等があった場合は、３ヶ月に満たない場合であっても、３ヶ月以上の雇用関係にあったものとみなす。なお、工事1件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額に満たない場合は技術者の専任は、要しないものとする。

コ　現場代理人を工事現場に専任で配置できること。ただし、この工事の契約金額が4,000万円未満（建築一式工事の場合は8,000万円未満）となった場合は、現場代理人の常駐義務緩和対象工事に該当する。

サ　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

**○受託者　ぎょれんマリノサポート　株式会社**

シ　入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、上記の関係がある場合に辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第４条第２項に該当しない。

(ｱ) 資本関係

　　　　 　 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）による改正前の商法（明治32年法律第48号。以下「旧商法」という。）第211条の２第１項及び第３項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更正会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続きが存続中の会社（以下「更正会社等」という。）である場合を除く。

ａ　親会社（旧商法第211条の２第１項及び第３項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

ｂ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(ｲ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ａ)については、会社の一方が更正会社等である場合を除く。

ａ 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

ｂ 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(ｳ) その他入札の適正さが阻害されるとみとめられる場合

上記(ｱ)又は(ｲ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

　（2-2）特定建設工事共同企業体の要件

ア　現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

　　　イ　構成員の数は、２社であること。

　　　ウ　各構成員の出資比率は、30％以上であること。

エ　特定建設工事共同企業体の代表者は、出資比率が構成員中最大であること。

オ　本工事の入札に参加する特定建設工事共同企業体の構成員は、単体企業、他の共同企業体の構成員として参加する者でないこと。

３　入札の参加申請

（１）　申請書等

入札参加希望者は、地域限定型一般競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア　その他支出負担行為担当者が必要と認める書類

２）　提出期間

令和６年４月２４日（水）から令和６年４月３０日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）毎日午前９時から午後５時まで。

（３）　提出場所

二海郡八雲町落部529番地　落部漁業協同組合

（４）　提出方法

持参又は郵送によるものとする。

（５）　その他

ア　資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ　提出された資料は、返却しない。

ウ　提出された資料は、無断で他に使用しない。

４　入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５の２に規定する一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が２に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和６年５月２日（木）までに書面により通知する。

５　入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

（１）　入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、令和６年５月７日（火）までに書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

二海郡八雲町落部　落部漁業協同組合

（２）　理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して５日以内に書面により回答する。

６　契約条項を示す場所

二海郡八雲町落部

落部漁業協同組合

電話番号0137-62-2211

７　入札執行の場所及び日時

（１）　入札場所

二海郡八雲町落部　落部漁業協同組合

**２階　会議室**

（２）　入札日時

**令和６年５月２７日（月）１４時００分**

（３）　その他

入札の執行に当たっては、支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の地域限定型一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを持参すること。

８　郵便等による入札

（１）　郵便等による入札は認めない。

（２）　電報による入札は認めない。

９　入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10　消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が特定建設工事共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

11　入札保証金及び契約保証金

（１）　入札保証金　免除とする。

（２）　契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他落部漁業協同組合が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア　保険会社との間に落部漁業協同組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ　保険会社、銀行、農林中央金庫その他落部漁業協同組合が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、落部漁業協同組合を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

12　図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

（１）　入札参加希望者は、落部漁業協同組合にて設計図書等を公開しているので確認すること。

ア　閲覧期間

令和６年４月２４日（水）から令和６年５月２２日（水）まで

（２）　設計図書等に関する質問は、ＦＡＸにより提出すること。

ア　受付期間

令和６年５月７日（火）から令和６年５月１７日（金）まで

イ　受付場所

ぎょれんマリノサポート(株)　平井　TEL　011-261-0884　FAX　011-261-1045

（３）　質問に対する回答は、ＦＡＸにて回答する。

ア　回答日

令和６年５月２０日（月）

13　支払条件

（１）　前金払

契約金額の４割に相当する額以内とする。

（２）　中間前金払

中間前金払は行わない。

（３）　部分払

部分払は行わない。

14　契約書作成の要否

必要とする。必ず持参することとし、郵送は認めない。

15　予定価格等

（１）　予定価格　 **公表しない**

（２）　最低制限価格

設定している。

（３）　入札の執行回数は３回までとする。

（４）　**初度の入札執行時に工事費内訳書**（以下「内訳書」という。）**の提出を求める**ので、内訳書をあらかじめ作成の上、持参すること。

なお、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効になるので注意すること。

16　その他

（１）　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、八雲町財務規則第132条各号に掲げる入札及びこの入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

（２）　談合情報に対する対応

ア　入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期または取りやめ、公正取引委員会への通報を行うことがあります。

イ　契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、賠償金を徴収し、場合により契約を解除することがあります。

（３）　入札心得その他関係法令の規定を承知してください。

（４）　この入札の執行は、公開する。

（５）　この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が、契約の締結後（工事にあっては、工事完成検査合格後）に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第３条の４の規定による売掛債権担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について、契約者が債権譲渡承諾依頼書を落部漁業協同組合に提出し、落部漁業協同組合が適当と認めたときは当該債権譲渡をすることができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、八雲町が指定する様式により依頼すること。

（６）　その他入札に関する問合せ先

落部漁業協同組合

電話番号0137-62-2211